

申請はお済みですか？ 手続きはお早めに！

児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当所得状況届



定額給付金

●児童扶養手当

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方（所得制限で手当を受けない方を含む）は、必要書類、印鑑などを持つて、次の期間中に女性児童課または各支所保健福祉室・市民生活室で現況届、所得状況届の手続きをしてください。

期間内に手続きをしないと8月分以降の手当が差し止められるほか、この手続きを2年間しないと時効により受給権がなくなりますのでご注意ください。

新たに該当すると思われる方はお問い合わせください。

【受付期間】

〈児童扶養手当〉

8月31日（月）まで

〈特別児童扶養手当〉

8月11日（火）～9月10日（木）

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。

問い合わせ 女性児童課児童福祉係
☎ 0824-73-1192

平成20年度版子育て応援特別手当

●特別児童扶養手当

多子世帯の幼児教育期の子育てを支援する「子育て応援特別手当」の申込期限は、10月15日（木）までです。

この手当は、対象児童1人当たり3万6000円です。

庄原市の住民基本台帳などで対象になると判断される世帯には4月中旬に申請書を送付しています。しかし、別居をしているなど住民基本台帳で確認できなかつた場合は申請書を送付していません。今一度、受給条件をご確認いただき、条件を満たしているのに申請書が届いていない世帯がありましたら、至急、女性児童課へご連絡ください。

○受給できる人

本年2月1日現在で対象となる児童がいる世帯の世帯主（ただし、庄原市の住民基本台帳または外国人登録原票に記載されている人）。

○対象児童

第2子以降の児童で、生年月日が平成14年4月2日～平成17年4月1日までの児童。第2子以降の判定は、平成21年2月1日現在の世帯員で生年月日が平成2年4月2日以後の児童の中から年齢順に、第1子、第2子と数えていきます。

※就学などの理由で、平成2年4月2日以後に生まれた児童が別居していても、その他の児童と同じ人に扶養されていれば、第2子以降の判定の際、数に入れることができる場合があります。

問い合わせ 女性児童課児童福祉係
☎ 0824-73-1192